



鳥取県公報

平成 29 年 3 月 29 日 (水)
号外第 3 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **病院局管理規程** 鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程 (2) (総務課) 2
- ◇ **病院局訓令** 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (3) (〃) 5
- ◇ **病院局訓令** 鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令 (1) (〃) 8

病院局管理規程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 3 月 29 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

鳥取県病院局管理規程第 2 号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																						
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院ごとに、同表の第 2 欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第 3 欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第 4 欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="width: 20%;">鳥取県立中央病院</td> <td rowspan="5" style="width: 15%;">医療局</td> <td style="width: 10%;">略</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>腫瘍内科</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">緩和ケア内科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集中治療科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手術センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域連携センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">がん相談支援センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員支援室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">鳥取県立厚生病院</td> <td rowspan="8">医療局</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消化器外科</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">胸部外科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>心臓血管外科</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">血管外科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急・集中治療室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	鳥取県立中央病院	医療局	略		腫瘍内科		緩和ケア内科		略		集中治療科		略		略		手術センター		略		地域連携センター		がん相談支援センター		職員支援室		略		鳥取県立厚生病院	医療局	略		消化器外科		胸部外科		心臓血管外科		血管外科		略		救急・集中治療室		略		<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院ごとに、同表の第 2 欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第 3 欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第 4 欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10">鳥取県立中央病院</td> <td rowspan="5">医療局</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>腫瘍内科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集中治療科</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">緩和ケア科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手術センター</td> <td>滅菌材料室</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域連携センター</td> <td>がん相談支援室</td> </tr> <tr> <td>女性職員支援室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">鳥取県立厚生病院</td> <td rowspan="6">医療局</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消化器外科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>心臓血管外科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">集中治療室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	鳥取県立中央病院	医療局	略		腫瘍内科		略		集中治療科		緩和ケア科		略		略		手術センター	滅菌材料室	略		地域連携センター	がん相談支援室	女性職員支援室		略		鳥取県立厚生病院	医療局	略		消化器外科		心臓血管外科		略		集中治療室		略	
鳥取県立中央病院			医療局	略																																																																																			
				腫瘍内科																																																																																			
				緩和ケア内科																																																																																			
				略																																																																																			
		集中治療科																																																																																					
		略																																																																																					
		略																																																																																					
		手術センター																																																																																					
		略																																																																																					
	地域連携センター																																																																																						
がん相談支援センター																																																																																							
職員支援室																																																																																							
略																																																																																							
鳥取県立厚生病院	医療局	略																																																																																					
		消化器外科																																																																																					
		胸部外科																																																																																					
		心臓血管外科																																																																																					
		血管外科																																																																																					
		略																																																																																					
		救急・集中治療室																																																																																					
		略																																																																																					
鳥取県立中央病院	医療局	略																																																																																					
		腫瘍内科																																																																																					
		略																																																																																					
		集中治療科																																																																																					
		緩和ケア科																																																																																					
	略																																																																																						
	略																																																																																						
	手術センター	滅菌材料室																																																																																					
	略																																																																																						
	地域連携センター	がん相談支援室																																																																																					
女性職員支援室																																																																																							
略																																																																																							
鳥取県立厚生病院	医療局	略																																																																																					
		消化器外科																																																																																					
		心臓血管外科																																																																																					
		略																																																																																					
		集中治療室																																																																																					
		略																																																																																					

略	
事務局	略
医療安全対策室	
感染防止対策室	
略	

略	
事務局	略
医療安全・感染防止対策室	
略	

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

医療局	略
	救急・集中治療室
略	
略	
感染防止対策室	1・2 略
手術センター	1・2 略 3 略
略	
地域連携センター	1～3 略 4 がん相談支援に関すること（鳥取県立厚生病院に限る。） 5 略
がん相談支援	1 がん相談支援に関すること。

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

医療局	略
	集中治療室
略	
略	
感染防止対策室	1・2 略
医療安全・感染防止対策室	<ol style="list-style-type: none"> 1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。 2 院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。 3 その他医療安全対策・感染防止対策に必要な事項に関すること。
手術センター	1・2 略 3 手術用医療器具の洗浄及び滅菌に関すること。 4 略
略	
地域連携センター	1～3 略 4 がん相談支援に関すること。 5 略

センター	2 <u>がん相談支援センター</u> の管理に関すること。
<u>職員支援室</u>	1 <u>職員</u> の勤務環境等の改善に関すること。 2 <u>職員</u> の相談支援に関すること。 3 略 4 <u>職員支援室</u> の管理に関すること。
略	

(職制)

第8条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、新病院建設推進室に室長補佐を、手術センター、中央手術センター、救命救急センター、ハイケアセンター、周産期母子センター、地域連携センター、がん相談支援センター、臨床研修センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター及び心臓病センターに副センター長を置くことができる。

6・7 略

<u>女性職員支援室</u>	1 <u>女性職員</u> の勤務環境等の改善に関すること。 2 <u>女性職員</u> の相談支援に関すること。 3 略 4 <u>女性職員支援室</u> の管理に関すること。
略	

(職制)

第8条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、滅菌材料室、新生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、新病院建設推進室に室長補佐を、手術センター、中央手術センター、救命救急センター、ハイケアセンター、周産期母子センター、地域連携センター、臨床研修センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター及び心臓病センターに副センター長を置くことができる。

6・7 略

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 3 月 29 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

鳥取県病院局管理規程第 3 号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																													
<p>(給料表)</p> <p>第 3 条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。ただし、遺跡の調査を担当する係長及び文化財主事に適用する給料表は、教育職給料表(職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第 3 号。以下「給与条例」という。)別表第 3)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(別表第 2)</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(2)</td> <td> <p>局長(医療技術局長に限る。)、<u>副局長(医療技術局の副局長に限る。)</u>、部長(薬剤部長に限る。)、室長(中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。)、<u>副部長、副室長(医療技術局の副室長に限る。)</u>、<u>副主幹(医療技術局の副主幹に限る。)</u>、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</p> </td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(3)</td> <td> <p>副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護</p> </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		種類	適用範囲	略		医療職給料表(別表第 2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(2)</td> <td> <p>局長(医療技術局長に限る。)、<u>副局長(医療技術局の副局長に限る。)</u>、部長(薬剤部長に限る。)、室長(中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。)、<u>副部長、副室長(医療技術局の副室長に限る。)</u>、<u>副主幹(医療技術局の副主幹に限る。)</u>、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</p> </td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(3)</td> <td> <p>副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	適用範囲	略		医療職給料表(2)	<p>局長(医療技術局長に限る。)、<u>副局長(医療技術局の副局長に限る。)</u>、部長(薬剤部長に限る。)、室長(中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。)、<u>副部長、副室長(医療技術局の副室長に限る。)</u>、<u>副主幹(医療技術局の副主幹に限る。)</u>、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</p>	医療職給料表(3)	<p>副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護</p>	<p>(給料表)</p> <p>第 3 条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。ただし、遺跡の調査を担当する係長及び文化財主事に適用する給料表は、教育職給料表(職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第 3 号。以下「給与条例」という。)別表第 3)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(別表第 2)</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(2)</td> <td> <p>副局長(医療技術局の副局長に限る。)、部長(薬剤部長に限る。)、室長(中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。)、<u>副部長、副室長(医療技術局の副室長に限る。)</u>、<u>副主幹(医療技術局の副主幹に限る。)</u>、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</p> </td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(3)</td> <td> <p>副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護</p> </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		種類	適用範囲	略		医療職給料表(別表第 2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(2)</td> <td> <p>副局長(医療技術局の副局長に限る。)、部長(薬剤部長に限る。)、室長(中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。)、<u>副部長、副室長(医療技術局の副室長に限る。)</u>、<u>副主幹(医療技術局の副主幹に限る。)</u>、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</p> </td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(3)</td> <td> <p>副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	適用範囲	略		医療職給料表(2)	<p>副局長(医療技術局の副局長に限る。)、部長(薬剤部長に限る。)、室長(中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。)、<u>副部長、副室長(医療技術局の副室長に限る。)</u>、<u>副主幹(医療技術局の副主幹に限る。)</u>、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</p>	医療職給料表(3)	<p>副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護</p>
種類	適用範囲																														
略																															
医療職給料表(別表第 2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(2)</td> <td> <p>局長(医療技術局長に限る。)、<u>副局長(医療技術局の副局長に限る。)</u>、部長(薬剤部長に限る。)、室長(中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。)、<u>副部長、副室長(医療技術局の副室長に限る。)</u>、<u>副主幹(医療技術局の副主幹に限る。)</u>、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</p> </td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(3)</td> <td> <p>副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	適用範囲	略		医療職給料表(2)	<p>局長(医療技術局長に限る。)、<u>副局長(医療技術局の副局長に限る。)</u>、部長(薬剤部長に限る。)、室長(中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。)、<u>副部長、副室長(医療技術局の副室長に限る。)</u>、<u>副主幹(医療技術局の副主幹に限る。)</u>、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</p>	医療職給料表(3)	<p>副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護</p>																						
種類	適用範囲																														
略																															
医療職給料表(2)	<p>局長(医療技術局長に限る。)、<u>副局長(医療技術局の副局長に限る。)</u>、部長(薬剤部長に限る。)、室長(中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。)、<u>副部長、副室長(医療技術局の副室長に限る。)</u>、<u>副主幹(医療技術局の副主幹に限る。)</u>、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</p>																														
医療職給料表(3)	<p>副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護</p>																														
種類	適用範囲																														
略																															
医療職給料表(別表第 2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(2)</td> <td> <p>副局長(医療技術局の副局長に限る。)、部長(薬剤部長に限る。)、室長(中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。)、<u>副部長、副室長(医療技術局の副室長に限る。)</u>、<u>副主幹(医療技術局の副主幹に限る。)</u>、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</p> </td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(3)</td> <td> <p>副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	適用範囲	略		医療職給料表(2)	<p>副局長(医療技術局の副局長に限る。)、部長(薬剤部長に限る。)、室長(中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。)、<u>副部長、副室長(医療技術局の副室長に限る。)</u>、<u>副主幹(医療技術局の副主幹に限る。)</u>、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</p>	医療職給料表(3)	<p>副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護</p>																						
種類	適用範囲																														
略																															
医療職給料表(2)	<p>副局長(医療技術局の副局長に限る。)、部長(薬剤部長に限る。)、室長(中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。)、<u>副部長、副室長(医療技術局の副室長に限る。)</u>、<u>副主幹(医療技術局の副主幹に限る。)</u>、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</p>																														
医療職給料表(3)	<p>副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護</p>																														

	局の副局長に限る。)、センター長(地域連携センター長に限る。)、副センター長、副室長(医療安全対策室の副室長に限る。)、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師
略	
現業職給料表(別表第3)	運行管理主任、物流管理主任、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、現業主事、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手

別表第5(第3条、第4条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
6級	副局長、部長又は室長の職務
7級	局長の職務

ウ 略

別表第7(第7条、第20条関係)

職	区分
略	
局長 課長(局総務課の課長に限る。) 部長(薬剤部長に限る。) 副局長(医療局の副局長を除く。) センター長(中央手術センター長又は地域連携センター長に限る。) 室長(医療情報管理室長及び新病院建設推進室長に限る。) 副室長(医療安全対策室の副室長に限る。) 参事(管理者が必要と認めた者に限る。) 看護師長 副センター長(地域連携センターの副センター長に限る。)	3種

	局の副局長に限る。)、センター長(地域連携センター長に限る。)、副センター長、副室長(医療安全対策室及び医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。)、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師
略	
現業職給料表(別表第3)	運行管理主任、物流管理主任、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、副室長(滅菌材料室の副室長に限る。)、現業主事、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手

別表第5(第3条、第4条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
6級	副局長、部長又は室長の職務

ウ 略

別表第7(第7条、第20条関係)

職	区分
略	
局長 課長(局総務課の課長に限る。) 部長(薬剤部長に限る。) 副局長(医療局の副局長を除く。) センター長(中央手術センター長又は地域連携センター長に限る。) 室長(新病院建設推進室長に限る。) 副室長(医療安全対策室及び医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。) 参事(管理者が必要と認めた者に限る。) 看護師長 副センター長(地域連携センターの副センター長に限る。)	3種

略

略

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

病 院 局 訓 令

鳥取県病院局訓令第 1 号

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3 月 29 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令

鳥取県病院局被服交付規程（平成 7 年鳥取県病院局企業訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	員数	標準使用期間 (月)	摘要	被服の交付を受ける職員	品目	員数	標準使用期間 (月)	摘要
略					略				
13 副院長（看護師の職務に従事する者に限る。）、看護局長、看護局の副局長、医療技術局の副局長（歯科衛生士の職務に従事する者に限る。）、センター長（看護師の職務に従事する者に限る。）、副センター長（看護師の職務に従事する者に限る。）、室長（ <u>職員支援室長</u> に限る。）、副室長（看護師の職務に従事する者に限る。）、看護師長、副看護師長、副主幹（歯科衛生士の職務に従事する者に限る。）、看護主任、歯科衛生主任、看護師、准看護師及び歯科衛生士の職務に従事する職員	略				13 副院長（看護師の職務に従事する者に限る。）、看護局長、看護局の副局長、医療技術局の副局長（歯科衛生士の職務に従事する者に限る。）、センター長（看護師の職務に従事する者に限る。）、副センター長（看護師の職務に従事する者に限る。）、室長（ <u>女性職員支援室長</u> に限る。）、副室長（看護師の職務に従事する者に限る。）、看護師長、副看護師長、副主幹（歯科衛生士の職務に従事する者に限る。）、看護主任、歯科衛生主任、看護師、准看護師及び歯科衛生士の職務に従事する職員	略			
略					略				
21 医療助手の職務の	略				21 医療助手の職務の	略			

うち検査の業務に従事する職員		うち検査の業務に従事する職員	22 滅菌材料室の副室長及び医療助手の職務のうち主として医療器具の滅菌の業務に従事する職員（男子）	作業服（上衣）	2	48
				作業服（ズボン）	2	36
				盛 夏シャツ	2	48
				帽子	2	24
22 略	23 略	23 滅菌材料室の副室長及び医療助手の職務のうち主として医療器具の滅菌の業務に従事する職員（女子）	作業服（上衣）	2	48	
			作業服（スカート）	2	36	
			盛 夏シャツ	2	48	
			帽子	2	24	
24 略	25 略					

附 則

この訓令は、平成29年 4月 1日から施行する。